平成２１年（フ）第１３３号
大分県津久見市大字保戸島1521番地の51
債務者　宮本てつ子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８０号
熊本県八代郡氷川町新田293番地１
債務者　前橋　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第８７号
熊本県八代市豊原下町4242番地１
債務者　山下　良子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月30日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第３１０号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美815番地１
債務者　藤川　新一
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３１１号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美815番地１
債務者　藤川　**徳**江
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３６号
大分県津久見市大字堅浦923番地の14
債務者　柳生　政壽
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２０５８号
横浜市港北区新羽町2432番地　ニューコーポA202
債務者　岩瀬　　寛
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　貴久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５９６号
大阪府吹田市竹谷町７番１―208号
債務者　善田　義昭
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草島　　歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２００号
静岡県沼津市大岡929番地の12
債務者　西山　智子
1　決定年月日時　平成21年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村小治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年７月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第２５４号
山口県下関市川中豊町５丁目３番30号
債務者　有限会社美装ユニオン
代表者代表取締役　唐川　正行
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１８８号
青森県八戸市大字河原木字谷地畑83番地１
日計住宅Ｂ３－３－７
債務者　志賀ひろ子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
群馬県太田市内ケ島町1524番地２　石川ハイツ201号
債務者　近藤　裕之
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３９６号
新潟県新潟市中央区東幸町13番30号
債務者　小池　光祐
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１１号
新潟県新潟市南区鷲ノ木新田1813番地
債務者　遠藤耶映子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２６号
新潟県新潟市西区ときめき西２丁目10番地１
メゾンフリージア101号、住民票上の住所茨城県古河市横山町３丁目13番50号
債務者　中澤　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３号
群馬県利根郡片品村大字須賀川279番地２
村営住宅Ｄ棟１号
債務者　長谷川松代
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
埼玉県越谷市東大沢３丁目22番地２　サンシャインＹＮ103
債務者　福田　　司
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係